

## 2026年度愛知県地域居住支援事業 業務委託仕様書 案

2026年度愛知県地域居住支援事業として委託する事業は、「愛知県地域居住支援事業 実施要領」（以下「実施要領」という。）に定めるもののほか、この仕様書のとおりとする。

### 1 実施地域

〇〇福祉相談センター（以下、県福祉相談センターとする。）管轄地域  
なお管轄地域（町村）は以下のとおり

・△△町

※「1 実施地域」は、契約の管轄地域ごとに以下のとおりとなる

| 所管実施機関      | 管轄町村                  |
|-------------|-----------------------|
| 尾張福祉相談センター  | 東郷町、豊山町、大口町、扶桑町       |
| 海部福祉相談センター  | 大治町、蟹江町、飛島村           |
| 知多福祉相談センター  | 阿久比町、東浦町、南知多町、美浜町、武豊町 |
| 西三河福祉相談センター | 幸田町                   |

### 2 実施体制

#### (1) 配置職員

受託者は、1名以上の居住支援員をおくこと（常勤・専従である必要はない）。また、常勤の業務責任者をおくこと（常駐・専従である必要はない）。

#### (2) 連絡体制

8時45分から17時30分（土日祝日を除く）の間は、県福祉相談センター及び利用者と連絡の取れる体制を基本とすること。

### 3 業務内容

受託者は、実施要領3に掲げる業務について、以下のとおり実施するものとする。

#### (1) 支援開始

受託者は、県福祉相談センターから支援決定の通知を受理したのち、支援対象者と対面による面談を実施したうえで、県福祉相談センターが策定した支援プラン及び支援対象者本人の意向に基づき、支援を開始する。

ただし、実施要領3（1）アに基づく入居支援については、緊急的な支援が必要な場合に限り、県福祉相談センターの支援決定前に支援を開始することは可能とする。その場合であっても、支援開始前に必ず県福祉相談センターへ連絡すること。

#### (2) 入居にあたっての支援

地域における居住支援協議会や居住支援法人と連携して取り組む等の方法により、特

定の一つの不動産仲介業者・物件のみを紹介するのではなく、利用者が選択できるように、協力業者を広く募り、複数の業者・物件を情報提供すること。

### (3) 居住を安定して継続するための支援

ア 戸別訪問は、利用者世帯ごとに、原則月1回以上を行うこと。

イ 生活支援は、居宅生活を送る上での困りごと等に関する相談支援のほか、利用者の状況により必要な支援（※）を実施すること。

※必要な支援の例示

- ・食事や洗濯、掃除、ゴミ出し等の生活状況の確認並びに必要な応じた助言
- ・公共料金等の支払い状況の確認並びに必要な応じた助言 等

### (4) 被保護者への金銭管理支援

支援内容は、利用者ごとに実施要領5（10）に基づき、本人、県福祉相談センター、受託者の三者で十分に協議するとともに、書面において確認すること。

また、支援の実施にあたっては、複数人で支援内容をチェックする体制を確保するとともに、受託者内において定期的に支援の適切性を確認すること。

### (5) 支援計画・支援経過記録の作成

利用者ごとに支援計画・支援経過記録を作成すること。

### (6) 相談支援員等との連携

支援の実施にあたっては、適宜、県福祉相談センターの相談支援員及び担当ケースワーカーとのケース会議等に参画し、包括的支援を行うほか、支援計画や支援の状況についてこれらの者に対して逐次報告を行うこと。特に、入居契約等の支援などの慎重を期す必要のある支援にあたっては、連携を密にして支援を行うこと。

### (7) 支援の中止・終了

利用者の状況により、本事業の利用を中止・終了することが適当と認められる場合は、受託者と協議のうえ、県福祉相談センターが決定する。なお、支援の終了にあたっては、利用者本人の意向を確認し、理解と合意を明確化することとし、受託者はその記録を支援経過記録に記載すること。

### (8) 利用料等

利用者からは、本事業の利用に係る利用料等を徴収しないこと。

## 4 実施状況の報告

業務の毎月の実施状況について、翌月10日（3月分については当月末日）までに支援経過記録を添付のうえ県福祉相談センターへ報告すること。

## 5 委託事業の完了

委託事業の実施を完了する段階で、支援が終了していない対象者については、所管の県福祉相談センターに対象者の状況及び支援の内容等に関する情報を引き継ぐこととする。

## 6 区分経理

受託者は、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号）に基づく「居住支援協議会等活動支援事業」による補助を受けている等、助成や委託を受けて類似の居住支援事業を実施している場合は、経費の重複がないよう、適切に区分経理を行うこと。

なお、本事業利用者が、本事業利用と同時期に、受託者が実施主体となる事業のサービスを利用することは差し支えないが、本事業の委託費相当分については、利用者から受領する利用料の算定根拠から除くこと。

## 7 その他

- (1) 受託者は、業務内容に疑義を生じた場合には、内容に応じて、速やかに県福祉相談センター又は県地域福祉課に指示を受けなければならない。
- (2) 厚生労働省発出の関連通知等の改正により、実施要領の改正が必要となった場合には、県地域福祉課と協議のうえ、対応を決定すること。
- (3) この仕様書に定めのない事項や細部については、県地域福祉課又は県福祉相談センターと協議のうえ決定する。